

○四国地方整備局告示第47号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年3月28日

四国地方整備局長 石橋 良啓

第1 起業者の名称 香川県

第2 事業の種類 県道黒渕本大線改築工事（村黒局部改良）

第3 起業地

1 収用の部分 香川県観音寺市村黒町字下原地内

2 使用の部分 香川県観音寺市村黒町字下原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県観音寺市村黒町字下原地内の延長55mの区間（以下「本件区間」という。）における「県道黒渕本大線改築工事（村黒局部改良）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道黒渕本大線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により香川県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により香川県が道路管理者であること、また本件事業に必要な予算措置も講じて

いると認められることから、起業者である香川県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、観音寺市柞田町地内の県道観音寺佐野線との交点を起点とし、同市植田町、村黒町、吉岡町等を経由して、同市本大町地内で一般国道11号に接続する延長約4.6kmの路線であり、観音寺市の中心部から東に貫き、産業、経済等の発展に寄与する重要な路線である。

また、本路線は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき観音寺市が策定した観音寺市都市計画マスタープラン（平成27年3月改定）において、「広域交流軸」として位置づけられた一般国道などを補完するものとして、拠点間の連携強化を図る「生活交流軸」として位置づけられたものであり、通勤、通学、買い物等の日常生活を支え、地域内の交通、物流等を担う重要な路線となっている。

このような中であって、本路線の中間付近に位置する本件区間は、車道幅員が、整備済みの前後区間と比べて狭小であることから、本件区間を通過する際に減速する車両が多くみられ、これらに起因する交通事故が度々発生し、円滑な自動車交通に支障をきたしている状況にある。

また、本件区間は、近隣に存する観音寺市立常磐小学校の通学路となっており、さらに市内の中学校や高校の生徒が自転車通学に利用しているにもかかわらず、上り車線側に自転車歩行者道が設置されていないため、これらの通学生や近隣住民等の歩行者及び自転車利用者（以下「歩行者等」という。）は、自動車交通量が非常に多い中、路肩や車道の通行を余儀なくされており、日常的に危険な状態にさらされている。

本件事業の完成により、本件区間の前後区間と連続した幅員による車道及び自転車歩行者道が整備されることから、歩行者等の交通事故の危険性が除去されるとともに、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音及び振動に関して、環境

への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件事業により改変される本件区間内の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存するが、起業者が香川県教育委員会と協議を行った結果、保護措置は不要とされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保を目的として、香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年条例第3号。以下、「香川県道路構造条例」という。）による第3種第2級の規格に基づき、現道拡幅方式により車道及び自転車歩行者道の整備を行う事業であり、本件事業の事業計画は、香川県道路構造条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成24年3月9日に変更決定された都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間は、車道幅員が狭小であり、自転車歩行者道が整備されていないことから、できるだけ早期に自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 香川県観音寺市役所  
建設課